

事務連絡

令和6年1月9日

各 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課長

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業に関する交付申請（第2回）及び個別協議について

平素より、東京都の障害児者福祉施策に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、標記事業の実施に当たり、下記のとおり補助金交付申請及び個別協議の受付を行いますので、御対応下さいますようお願いいたします。

記

1 事業概要

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくするため、障害福祉サービス施設・事業所等が必要なサービスを継続して提供できるよう支援を行う。

(2) 補助対象事業

- ① 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
- ② 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

(3) 補助対象施設及び補助基準単価等

- ① 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

以下のいずれかに該当する事業所・施設であること。

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所【補助基準単価は交付要綱別表1参照】

※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生し職員が不足した場合を含む。

イ 感染者と接触があった者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等【補助基準単価は交付要綱別表2参照】

ウ 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所【補助基準単価は交付要綱別表3参照】

※令和4年4月1日から令和5年5月7日までの期間に限り対象とする。

エ ア又はイ以外の事業所であって、感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件の下、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所【補助基準単価は交付要綱別表4参照】

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、交付要綱別記2及び別記3を参照。

オ ア又はウ以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所【補助基準単価は交付要綱別表5参照】

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。また、令和5年5月8日以降は、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合に限る。）

② 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

以下に該当する事業所・施設であること。

①のオ又はウの施設・事業所及び自主的に休業した障害福祉サービス等事業所の利用者受入れや応援職員の派遣等、協力する施設・事業所【補助基準単価は交付要綱別表6参照】

※ 本事業におけるサービスの定義は、以下のとおりです。

- ・通所系サービス事業所：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所
- ・障害者支援施設等：障害者支援施設、共同生活援助を提供する事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
- ・訪問系サービス事業所：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を提供する事業所
- ・相談支援事業所：計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援を提供する事業所
- ・障害福祉サービス等事業所：通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所

(4) 補助対象経費

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに支出した、以下の経費。

① 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

補助対象施設	補助対象経費
○ 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所（職員に感染者と接触があった者が発生し職員が不足した場合を含む）	ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費
	イ 施設・事業所の消毒・清掃費用

○ 感染者と接触があった者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等	ウ 感染症廃棄物の処理費用
	エ 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用
○ 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所（令和4年4月1日から令和5年5月7日までの期間に限る。）	オ 一定の要件に該当する自費検査費用（障害者支援施設等に限る。具体的な取扱いは交付要綱別記2及び別記3のとおり）
	一定の要件に該当する自費検査費用（要綱別記2及び別記3のとおり）
○ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助施設	一定の要件に該当する自費検査費用（要綱別記2及び別記3のとおり）
○ 居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した通所系サービス事業所	ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
	イ 代替場所の確保費用（使用料）
	ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
	エ 代替場所や利用者宅への旅費
	オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用
	カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

② 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用	追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
----------------------	--

(5) 補助基準単価の適用について

- ・1つの事業所、施設で複数サービスを実施している場合は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで適用されます。サービス毎に申請書を提出して下さい。
- ・本事業は、施設、事業所ごとに基準単価まで申請が可能です。補助対象経費が補助基準単価（上限）に達するまで、追加で申請することができます。
- ・補助基準単価（上限）は、令和4年度分経費と令和5年度分経費それぞれで適用されます。ただし、令和4年度中に令和4年度経費について補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額が令和4年度分の基準単価となります。
- ・補助基準単価を超えた補助対象経費について交付申請を行う場合は、個別協議を行う必要があります。

2 交付申請

- ※ 交付申請（第1回）と同内容になります。
- ※ 個別協議を行わない場合の申請になります。
個別協議を行う場合は申請手続きが別になりますので、「3 個別協議」を御参照下さい。

(1) 交付申請から補助交付までの流れ

交付申請書提出 ⇒ 交付決定通知 ⇒ 実績報告書提出 ⇒ 額の確定通知 ⇒ 補助金支出（確定払）

- ※ 実績報告期限は、交付決定した事業所・施設へ御連絡します。

(2) 提出先

別添「提出書類一覧」に掲げる書類を下記の提出先へ、郵送及び電子データの両方で提出して下さい。

【郵送】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 31階

東京都 福祉局 障害者施策推進部（各サービス所管）課 ○○担当

※ 各サービス所管部署宛にお送り下さい（所管部署は本事務連絡末尾に記載しています）。

※ 封筒に「サービス継続支援交付申請書在中」と記載して下さい。

【電子データ】

下記の電子申請フォームよりアップロードして提出して下さい。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1691134040279>

(3) 提出期限

令和6年2月5日（月曜日）※郵送・電子データ共に必着

※ 提出期限以降に新型コロナウイルス感染者等が発生し、対象経費を交付申請する案件が生じた場合は、問い合わせフォームにて御相談下さい。

なお、提出期限より前に発生した感染者等対応についての、単なる申請遅延に関する御相談には原則応じられません。

削除: 2

削除: 金

3 個別協議

- ※ 個別協議を行わない場合は申請手続きが別になりますので、「2 交付申請」を御参照下さい。

(1) 概要

集団感染が発生したなど特別な事情により、交付要綱に定める基準単価を超えて助成する必要があると認められる場合は、東京都を介して厚生労働省に個別協議を行い承認（内示）を受けること

により、基準単価を引き上げることができます。

(2) 対象事業所・施設

① 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

交付要綱第5条(1)のア～エのいずれかに該当し、かつ以下のア～ウのいずれかに該当する施設・事業所

ア 集団感染が発生(同時期に同施設・事業所で複数の感染者や感染者と接触があった者が発生)した施設・事業所

イ アには該当しないが、感染者が複数回にわたり発生した施設・事業所

ウ その他の施設・事業所(ア、イ以外の特別な事情がある場合に限る。)

② 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

交付要綱第5条(2)のア、イのいずれかに該当し、かつ以下のア、イのいずれかに該当する施設・事業所

ア 感染者等が発生した施設・事業所から利用者の受入れをした施設・事業所

イ 感染者等が発生した施設・事業所への職員の応援派遣をした施設・事業所

※ 個別協議額は、年度ごとに基準単価・交付申請額に上乘せされます。また、令和4年度分・令和5年度分双方で上記の要件に該当する場合は、それぞれの年度について協議できます。

(3) 協議額の上限

原則として、**基準単価の2倍が上限**となります。ただし、**基準単価の2倍を超えて協議を行う場合は、対象経費が特別多く発生した理由・状況について、交付申請書に詳細に記載していただければ協議可能です。**

なお、国・東京都共に予算の範囲内で補助を行う関係上、協議額・交付申請額は十分精査していただき、不必要な経費の協議・交付申請はしないようにして下さい。

(4) 個別協議から補助交付までの流れ

個別協議書兼交付申請書を東京都に提出(データ) ⇒ 東京都から国に個別協議書提出

⇒ 国から発出された内示に基づき、都から個別に内示通知

⇒ 個別協議書兼交付申請書に内示額(承認額)を入力し、交付申請書を都に提出(郵送)

⇒ 交付決定通知 ⇒ 実績報告書提出 ⇒ 額の確定通知 ⇒ 補助金支出(確定払)

※ 交付申請期限及び実績報告期限は、内示通知・交付決定した事業所・施設へ御連絡します。

(5) 個別協議書兼交付申請書について

・国へ提出する個別協議書と都へ提出する交付申請書は一体の様式となっており、交付申請書様式内に対象経費を入力すると、国への個別協議額と交付申請額が自動算出されます。

・国への個別協議額は、基準単価を超過した対象経費部分になります。

・内示通知後、基準単価までの対象経費と、内示額(基準単価を超過した対象経費)を合わせた額をまとめて交付申請していただきます(別々に交付申請していただく必要はありません。)

個別協議時に作成した様式に内示額（承認額）を追記し、法人印を押印の上、そのまま印刷して郵送して下さい。

◎個別協議額と今回交付申請額は、次のように計算されます。

《例：令和4年度に支出した対象経費》

		(単位: 千円)	
既に交付を受けた額(注)	基準単価までの残額	基準単価超過額	
0	50	基準単価: 1,013	2,000

(注) 令和5年度第1回交付決定額（未確定・未交付時点）も含まれます。

個別協議額: 対象経費全体[2,000千円] - 基準単価[1,013千円]
= 基準単価超過額・個別協議額[987千円]

(個別協議満額内示後) ↓

今回交付申請額: 対象経費全体[2,000千円] - 既に交付を受けた額[50千円]
= 基準単価までの残額[963千円] + 個別協議承認額[987千円]
= 今回交付申請額[1,950千円]

※個別協議額と今回交付申請額は、継続支援事業・協力支援事業それぞれ別個に計算されます。

※上記のように計算する関係上、この交付申請書では、

既に交付を受けた額も含め、当該年度の全ての対象経費を記入して下さい。

(6) 提出先

①個別協議

「個別協議書兼交付申請書」を、下記の電子申請フォームよりアップロードして提出して下さい。

【電子データ】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1691134040279>

②交付申請（個別協議内示通知後）

別添「提出書類一覧」に掲げる書類を下記の提出先へ、郵送で提出して下さい。（電子データの再提出は不要です。）

【郵送】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 31階

東京都 福祉局 障害者施策推進部 **地域生活支援課 総合支援担当**

- ※ 個別協議無しの場合の交付申請書とは郵送先が異なりますので、御注意下さい。
- ※ 封筒に「サービス継続支援交付申請書在中」と記載して下さい。

(7) 個別協議書（電子データ）提出期限

令和6年2月5日（月曜日）※必着

※ 提出期限以降に新型コロナウイルス感染者等が発生し、個別協議が必要な案件が生じた場合は、問い合わせフォームにて御相談下さい。

なお、提出期限より前に発生した感染者等対応についての、単なる申請遅延に関する御相談には原則応じられません。

削除: 2

削除: 金

4 その他（交付申請・個別協議共通）

- (1) 本事業の詳細については、東京都福祉保健局のホームページに掲載しておりますので、御確認下さい。
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/R5_ServiceContinue.html)
- (2) 提出書類の様式等は、「東京都障害者サービス情報」からダウンロードできます。
(<https://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=102>)
※ 「03-1 新型コロナウイルス感染症サービス継続支援事業 交付申請」または「03-2 新型コロナウイルス感染症サービス継続支援事業 個別協議」を選んでダウンロードして下さい。
- (3) 本事業に関するお問い合わせは、下記の電子申請フォームにて御連絡下さい。
(<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1657086415377>)
- (4) 補助金の交付時期は、令和6年5月頃を予定しております。資料提出状況により交付時期が前後しますので、期限までの提出に御協力をお願いいたします。
- (5) 1施設・事業所あたりの補助額の上限を超えていなければ、複数回の申請が可能です。また、個別協議についても複数回可能です。
- (6) 申請様式については、記載例を必ずご確認の上、作成いただきますようお願いいたします。
- (7) 申請にあたっては、「東京都障害者サービス情報」に掲載のQ&Aを御確認下さい。

〈事業全体に関する問合せ先〉

東京都福祉局 障害者施策推進部

地域生活支援課 総合支援担当 岸田、長澤

電話 03-5320-4324

※こちらの部署で回答できる内容は、事業一般に関する御質問に限ります。

個別具体的な御質問は、[問い合わせフォーム](#)によりサービス種別ごとの担当所管までお問い合わせ下さい。お問い合わせ内容を確認後、順番に回答させていただきます。

問い合わせフォーム（共通）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1657086415377>

〈サービス種別ごとの問合せ先・郵送提出先〉

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設担当

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 就労支援担当

【共同生活援助（GH）・短期入所】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・自立生活援助・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援】